

仕 様 書

1 業務名称

大阪市浪速区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2 目的

現在の地域社会はさまざまな課題を抱えており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっています。拡大し続ける「公共」の分野については、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となって担うことにより、行政は住民等と協働し、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを推進します。

そこで、本市としてはこの活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO 等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな課題に取り組み、より幅広い住民が参画できるような「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営を行う仕組みである「地域活動協議会」の活動を積極的に支援しています。

浪速区においては、区内全 11 地域で地域活動協議会が形成されており、校区等地域におけるさまざまな課題の解決に向けて取組を進めています。

こうした中、昨今頻発する自然災害や複雑化する福祉課題への対応等、地域活動協議会の社会的意義は一層大きくなっています。

さらに、災害時等においては、日ごろから近隣とのコミュニケーションをとっておくことが重要ですが、浪速区は、転入・転出の割合、共同住宅割合が市内で最も高く、且つ旅館業・特区民泊・住宅宿泊事業施設が大阪市全体の約 19%を占め、一時的な滞在者も多く、外国人住民や滞在者も多いことから、地域への愛着の希薄化が進み、町会加入率が著しく低い地域です。

地域活動協議会の中心となる構成団体である町会は、災害時に「共助」の中心となる役割を果たすことから町会の活性化、とりわけ集合住宅率が 92%を超える当区においてはマンション（集合住宅）における町会加入の促進と防災対策との密接に連携した取組が重要です。

そこで、町会加入率の低い傾向にあるマンション住民に対して町会加入の促進と合わせてマンションにおける防災対策に取り組むことで、「共助」の視点からさらに災害に強いまちづくりにつなげていくことをめざします。

一方、地域ごとに自律的運営に向けた取組の進捗には差があり、各地域の実情に即した支援が必要です。

本業務は、地域活動協議会が継続的に自律運営できることをめざしており、その発展には、民間事業者の柔軟な立場から、地域の実情に即して地域の人材育成や組織運営等に対し、積極的な支援を行う中間支援組織が必要です。本目的の達成に向け、より効果的な地域支援を実現するとともに、安定的な支援体制を確立するため、3年間の長期継続契約とします。

(参考) 市政改革プラン（これまでの取組み経過を含めて掲載）

<https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

区政がめざす姿

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000602793.html>

大阪市町会加入促進戦略

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000538944.html>

旅館業・特区民泊・住宅宿泊事業施設一覧

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000382418.html>

外国人住民の推移について

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000006893.html>

共同住宅に住む世帯数

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549394.html>

3 発注者

大阪市浪速区役所（以下「発注者」という。）

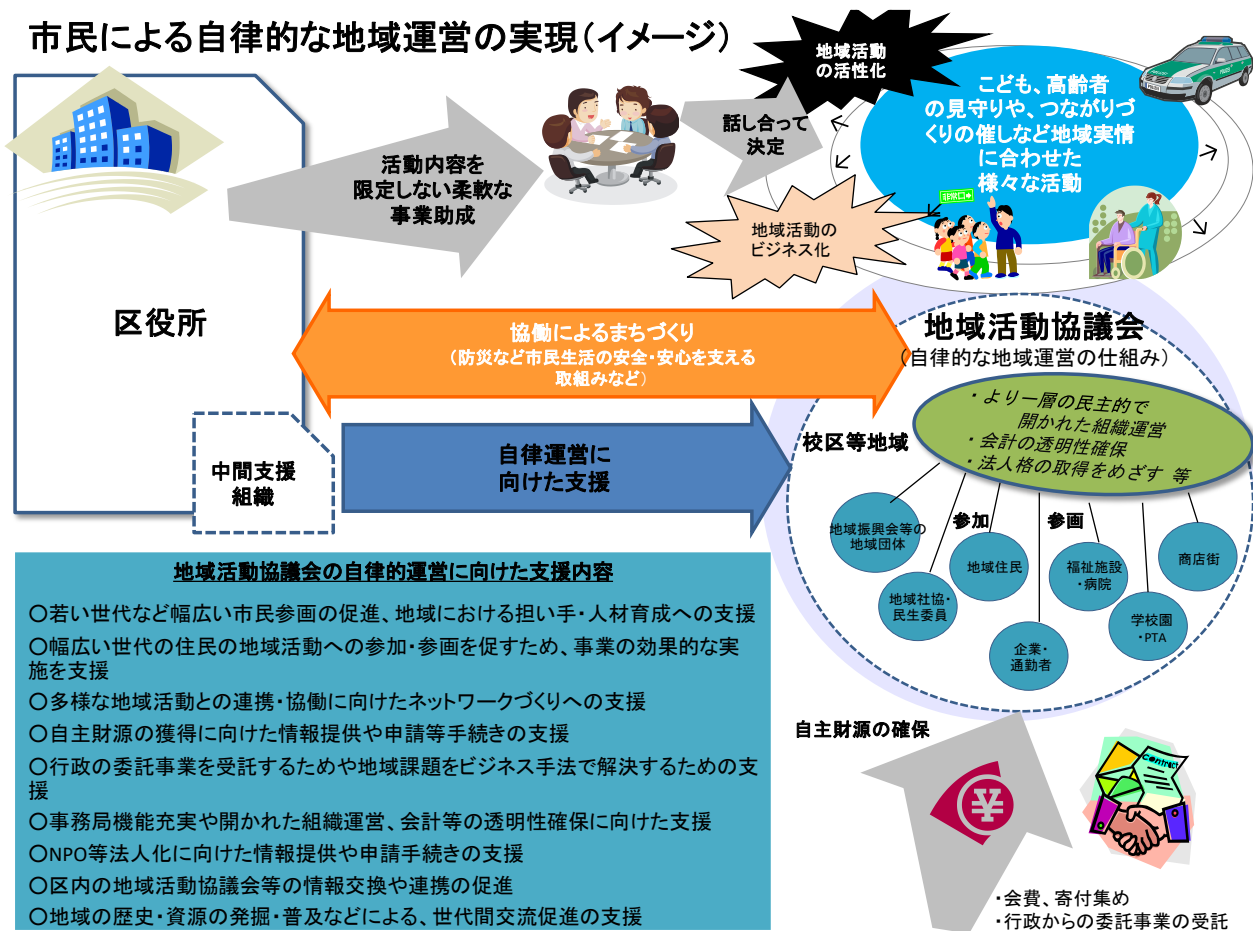
4 委託期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（36ヵ月）

5 業務概要

- ・地域活動協議会の自律運営に向けた積極的支援
- ・多様な主体との連携・協働の促進
- ・地域課題の解決に向けたコミュニティの醸成

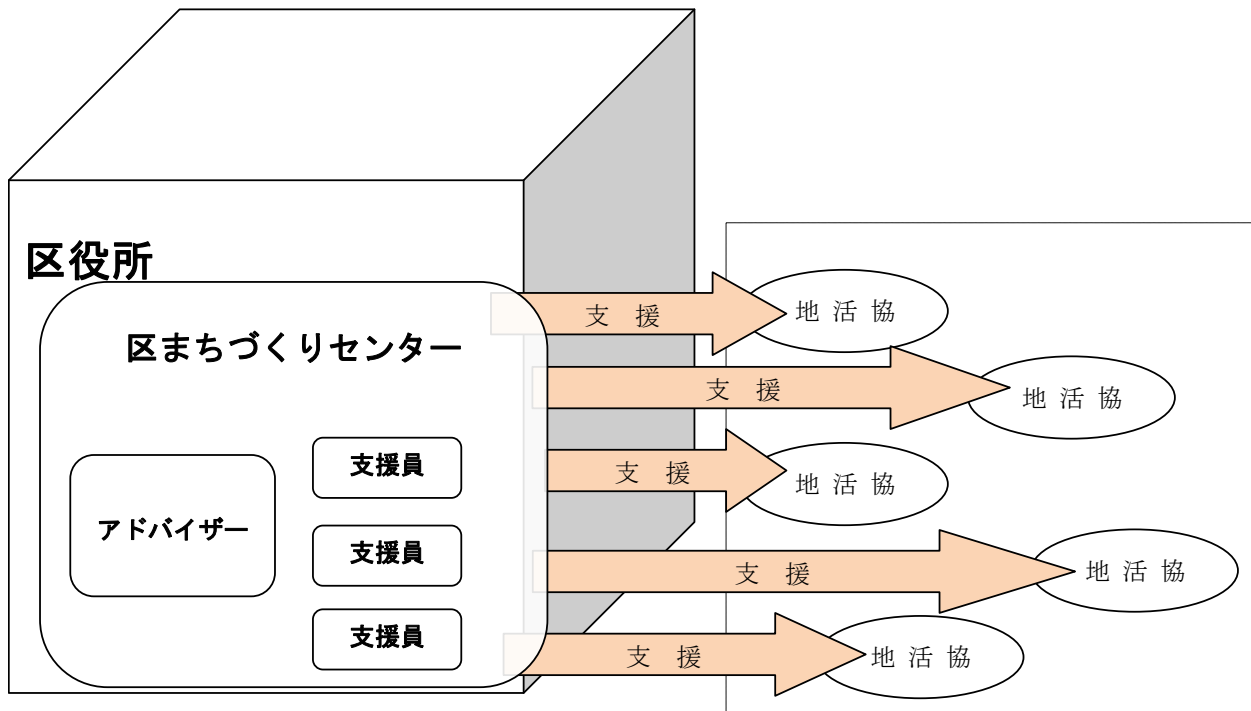
市民による自律的な地域運営の実現(イメージ)



6 体制

上記目的を達成するため、発注者が提供するスペース内に事務所を設置（以下、「浪速区まちづくりセンター」という。）したうえで、地域実情に応じて地域等に出向き業務を行う「アドバイザー」や「地域まちづくり支援員」を配置させること。「アドバイザー」や「地域まちづくり支援員」は、地域防災力向上のため、防災の専門知識を有したものを含むこと。「アドバイザー」は必要に応じ、発注者や地域団体等の相談にも応じること。

中間支援組織のイメージ図



(1) 浪速区まちづくりセンターの設置

「浪速区まちづくりセンター」を浪速区役所内に設置し、「アドバイザー（地域アドバイザー・防災アドバイザー）」及び「地域まちづくり支援員」を配置する。細目については、以下ア～カのとおりとし、設置期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日とする。

ア 開設場所は、発注者が指定する区役所庁舎内とし、開設日及び開設時間は、区役所の執務時間（【参考】区役所の執務時間 平日（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）の9時～17時30分）内で、適切な開設日及び開設時間の設定・調整を行うこと。

ただし、開設日・開設時間外（夜間や土曜日・日曜日・祝日等）に地域の会議や行事が開催される場合は、地域のニーズに応じて支援等対応をすること。

なお、光熱水費等実費は発注者が算定する面積按分により受注者が負担すること。（業務に必要な事務机、事務椅子等は、発注者で無償提供が可能な場合がある。）

「浪速区まちづくりセンター」の増設、移転に要する経費は受注者が負担すること。

イ 配置人数については、別紙①により提出のあった人員を配置することとし、区役所に常駐する必要はないが、開設時間中は常に連絡がとれる体制とすること。併せて、本事業の地域の大きなイベント時等、柔軟に対応できる人員配置に工夫をするとともに、人員配置体制に変更が生じる際は、発注者へ報告し承認を得ること。

ウ 「地域アドバイザー」は、地域まちづくり支援員を総括し、かつ指導・助言を行う。また、必要に応じ、区役所や地域活動協議会等の相談にも応じるとともに、地域に対し、能動的に支援を行うことができる者であること。「防災アドバイザー」は、地域実情に応じた地域防災力の向上に資する取組みを行うことができる者であること。

なお、地域アドバイザーと防災アドバイザーは兼務することも可能とする。

エ 「地域まちづくり支援員」は、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウ等を有している者を従事させること。また、次の分野ごとに担当者を地域が円滑に自律運営を行えるよう支援すること。

（ア）地域課題への取組の促進（地域課題・ニーズの把握及び課題・ニーズに対応した活動

の実施に向けた支援)

- (イ) つながりの拡充の促進 (新たな住民層の巻き込み、新たな担い手の確保、地域活動協議会内部の連携促進、他の活動主体との連携促進、コミュニティ防災支援)
- (ウ) 適正な組織運営の促進 (運営委員会の定期開催及び議事録の作成支援、会計事務支援)
- (エ) 広報活動の促進 (広報紙の発行及び掲載内容の充実、電子広報媒体の設置及び情報発信内容の充実、事業実施時のチラシ・ポスター作成支援)

オ 「地域まちづくり支援員」は、受注者において、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者を積極的に配置したうえで、常に地域団体等と連携連絡を行えるよう、配慮すること。

また、その業務において市民に接することが多いため、受注者における、採用や配置等の際には、事前に発注者と十分協議し、よく調整を行うこと。

カ 発注者と連携をとりながら地域活動協議会の認知度向上や町会加入に向けた広報に努めること。

キ 受注者は、「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」に対し、地域活動協議会の自律運営にかかる支援について必要な研修を行うものとする。

(2) 浪速区まちづくりセンターにおける組織体制

ア 業務責任者等の設置と業務体制の確立

受注者は、次のとおり、事務責任者、「浪速区まちづくりセンター」における業務責任者(アドバイザーの兼務可)、アドバイザー及び地域まちづくり支援員をもって業務体制を組織する。また、受注者は、その内容を本契約締結時に、発注者に届け出なければならない。

(ア) 事務責任者

事務を掌握し、かつ、業務責任者を指揮・統括する者であること。

「事務を掌握」とは、各々のスタッフの業務遂行状況・地域との調整状況など進捗管理全般のことを指し、定期的に発注者へ報告相談できるよう務めること。

(イ) 業務責任者

開庁日の午前9時00分から午後5時30分までの間は常に連絡がとれ、かつ、発注者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者であること。

また、「浪速区まちづくりセンター」において、業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、アドバイザー及び地域まちづくり支援員を指揮監督するとともに、常に、発注者と連絡が取れる者とする。

(ウ) アドバイザー

地域アドバイザーは地域まちづくり支援員を総括し、かつ指導・助言を行う者。

防災アドバイザーは地域防災力向上の取組みを行うことができる者。

地域アドバイザーと防災アドバイザーは兼務することも可とする。

アドバイザーは業務責任者が兼務することも可とする。

(エ) 地域まちづくり支援員

業務責任者の指揮監督に従い、下記7の業務に従事する者。

イ 服務規律等

(ア) 受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせること。

(イ) 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(ウ) 受注者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。

(エ) 受注者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修

実施報告書」を発注者に提出すること(平成 18 年 4 月 6 日付け市民第 19 号「平成 18 年度本市並びに本市監理団体が恒常的に業務委託する業者について」に基づく。)

7 業務内容

上記目的を達成するために、以下の業務を行う。

別紙 1－1「地域活動協議会のめざす姿」の実現に向け、別紙 1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」が行われるよう支援すること。

また、地域においては様々な課題や資源等地域の実情があるが、浪速区における地域活動協議会の自律運営支援にあたっては、次の「浪速区でのこれまでの取組・成果・課題及び今後の支援の方向性」及び「各地域活動協議会議の状況」（別紙 2）を念頭に置きながら、業務を行うものとする。

浪速区でのこれまでの取組・成果・課題及び今後の支援の方向性

【取組・成果】

- ・ 中間支援組織による事務処理支援により、各地域活動協議会の事務的スキルは一定高まってきた。

【課題】

- ・ 地域活動協議会の中心的な構成団体である町会については、市内全域で加入率が低下しており、浪速区においても非常に低い状況（R1 32.9%、R2 32.8%、R3 28.3%、R5 15.5%）となっているため、地域活動協議会の担い手不足に直結している。大阪市では地域コミュニティの維持・活性化を目的として、令和 6 年 3 月に「大阪市町会加入促進戦略」を策定し、この戦略に基づき、浪速区では令和 6 年 6 月に「浪速区町会加入促進アクションプラン（概要）」（別紙 3）を策定したところであり、このプランに基づき町会の加入率向上に取り組む必要がある。
- ・ 転入・転出の割合、共同住宅割合が市内で最も高く、且つ旅館業・特区民泊・住宅宿泊事業施設が大阪市全体の約 19%を占め、一時的な滞在者も多く、外国人住民や滞在者も多いことから、地域への愛着の希薄化が進み、町会加入率が著しく低い地域である。
- ・ 災害時に住民が互いに助け合う「共助」は、町会組織が中心となるが、集合住宅（マンション）割合が高い当区では、町会加入促進に際しては特にマンション住民へのアプローチが必要である。
- ・ 事務的スキルについては、地域によって差があり、また会計等を担う人材が入れ替わった際にスキルが低下するなど、会計事務の定着には当面支援を継続する必要がある。
- ・ さらに、補助金を適正に執行するために、今まで以上に厳正な履行確認が求められており、各地域活動協議会に対して、補助金利用に対する意識変革を継続する必要がある。
- ・ 現役世代や若者の活動参加を促進させるための ICT 活用の取組みが不十分であるため、積極的な支援が必要である。
- ・ 各地域活動協議会が、自ら課題解決のために取組を実施し継続させていく自律した地域運営には、専門的知識やノウハウを持ち各活動主体の触媒となるような人材が不足しているため、当面はこうした不足を補いつつ、人材育成さらには人材発掘につなげていく必要がある。
- ・ 地域活動協議会が立ち上がって 10 年以上が経過するが、地域活動協議会の認知度がまだまだ低く、活動の担い手を増やしていくためにも認知度向上のための取組みが必要である。

【今後の支援の方向性】

上記の課題解決のために、地域活動協議会におけるオンライン会議の実施、事務のデジタル化など主たる会計等を担う人材のスキルの向上や SNS の活用による情報連絡体制の構築等、運営と活動のデジタル化の支援、デジタルツールを活用した現役世代の参加促進の支援、地域活動協議会情報の発信支援、各活動主体の触媒となるような人材育成及び発掘の支援等、各地域活動協議会が自律して地域活動を実施できるような支援を行う。

町会加入促進については、集合住宅への働きかけや、ICT を活用した情報発信やイベントでの啓発等の広報支援を実施し、地域とともに加入促進に取り組む。

また、地域活動に疎遠なマンション住民に対して防災事業を展開し、マンション住民の地域防災力向上と合わせて、災害時の「共助」の中心となる町会や地域活動協議会などの地域コミュニティへの参画を促す。

上記の支援を行うことで、地域活動協議会の認知度の向上をめざす。

(1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

積極的に校区等地域に出向き、校区等地域で活動する地域団体に対し、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、地域活動協議会の自律的な地域運営に向け、以下の支援を行う。また、地域の実情に応じて、発注者と連携して支援を行うこと。

なお、自律運営にかかる支援については、別紙 1－1「地域活動協議会のめざす姿」、別紙 1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」を参考とすること。

ア 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援

豊かな地域コミュニティを再生させるために、これまでの大阪らしい「つながり」や「きずな」を礎とし、若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりの薄かった人たちに、「つながり」や「きずな」の大切さを伝えるとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけとなるさまざまなイベント情報の発信などの働きかけを進め、人と人が出会いつながる機会づくりの支援を行うこと。また、地域に根差した活動の活性化を図るため、町会の加入促進にかかる支援も行うこと。

イ 多様な地域活動主体との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導

- (ア) 多様な地域活動主体やNPO、市民活動団体、企業等を対象として、地域の自律運営についての理解が深まるよう普及・啓発を図り、地域活動協議会への参画やネットワークの形成を促すこと。
- (イ) 校区単位及び校区を超えたさまざまな地域資源が活用され、地域課題解決の取組が継続して行われていくための支援をすること。
- (ウ) 各地域の課題に応じてまちづくりセンター等や派遣型地域公共人材等が適切に活用されるよう促すこと。

ウ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導

- (ア) 浪速区地域活動協議会補助金の申請等のための支援
- (イ) 各種民間助成金申請のための支援
- (ウ) 市民や企業からの寄附を受けるための支援
- (エ) 事業実施における収支改善等のための支援
- (オ) その他自主財源獲得のための支援

エ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導

- (ア) 行政からの委託事業を受託するための支援

国・府・市など行政からの委託、とりわけ、大阪市からの協働型の事業委託を地域活動協議会が受託するための支援を行うこと。

(イ) コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスの促進に向けた支援

子育てや高齢者への支援、地域の安全・安心の確保、まちの美化、地域の魅力発信など多様な分野における地域活動について、コミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の促進に向けて、情報提供や、専門相談機関等への連絡・調整などそれぞれのステージにおける支援を行うこと。

オ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導

より幅広い人たちが、地域団体の活動に理解を示し参画できるよう、地域団体の活動情報の発信のほか、開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについての以下の支援を行うこと。

(ア) 会計事務支援

予算・決算、出納事務に係る指導及び助言等の支援

(イ) 事業実施支援

事業計画策定、事業実施報告作成及び広報に係る指導及び助言等の支援

(ウ) 会議の開催支援

地域活動協議会が行う各種会議の進行、資料作成に係る指導及び助言等の支援

(エ) 地域主体の情報発信の支援

各地域の活動情報・報告をはじめ、事業予算や事業決算といった情報について、掲示板及び広報紙による広報はもとより、ホームページ、ブログ、フェイスブック、ツイッター等により、各地域が主体的に広報を実施するための支援

(オ) 地域活動協議会の DX 化を促進するための支援

運営と活動のオンライン化・デジタル化の支援強化とデジタルツールを活用し現役世代の参加を促進すること

(例)

- ・ オンライン会議の開催支援
- ・ 会計事務のデジタル化
- ・ スマホ講座等、スマホの活用
- ・ ホームページや SNS の活用 など

(カ) その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

- ・ 地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第 4 条第 1 項第 4 号・ 5 号に対する確認
- ・ 個人情報保護等の制度のアドバイス
- ・ 会計監査に係る支援
- ・ 職員等の雇用等における労務事務に係る支援
- ・ 税務事務に係る支援 等

ただし、団体としての固有事務及び組織運営事務は除く。

カ 地域活動協議会認知度向上の取組み

地域活動協議会の認知度向上に向け、地域活動協議会の役割や活動内容等の情報発信を行うこと。

- ・ 前受注者において立ち上げた HP や SNS を引き続き活用し、地域活動協議会の情報発信に取り組むこと。また、より多くの区民に周知が行き届くよう、構成や発信方法についても、適宜見直すこと。
- ・ 地域行事を月単位でまとめた「行事カレンダー（仮称）」を毎月作成し、区役所に共有す

るとともに、まちづくりセンターのHP等へ掲載すること。

- ・浪速区役所2階地域情報コーナーの有効活用。ただし、2階の情報コーナーはラック数が限られているため、適宜最新情報に更新する等整理を図ること。

キ 地域活動の活性化を図るための支援

(ア) 町会加入促進

地域活動協議会の各種活動の中心を担い支える町会への加入促進について、浪速区町会加入促進アクションプラン（別紙3）に基づき町会と連携して行うこと。

- ・地域の現状や課題を分析し、浪速区町会加入促進アクションプランに基づいた「地域と区が協力して実施する取組み」の作成支援及び実行支援
- ・「地域と区が協力して実施する取組み」の検証や見直し
- ・町会の各種取組みに対する広報支援（SNSの発信）
- ・町会加入チラシ・ポスターの作成
- ・マンションへのアプローチ（地域と一緒に訪問し、町会加入の依頼を実施）

(イ) 会議の出席

地域活動協議会の中心的な構成団体である町会が実施する町会長会議の内容は、地域活動協議会の活動と関連する内容も発生することから、町会長会議にも出席し、傍聴すること。ただし、町会長会議における事務については、コンプライアンスにより本市職員が従事できない事務であることから、前項オの（ア）～（ウ）の支援は不可とする。また、地域活動協議会会議及び町会長会議に出席できない場合は、発注者に事前に連絡を入れること。

ク 区内の地域活動協議会間の情報交換や連携の促進

区内の地域活動協議会等の情報交換や連携を促進するための仕組みを構築し、「地域活動協議会における情報・意見交換の支援」や「各連合振興町会における町会加入促進の取組み支援」を行っていくこと。

(ア) 地域レポートの更新

各地域情報の基礎情報や、地域活動協議会等の情報交換の場でも出された意見等を取りまとめた「地域レポート」を毎年更新し、発注者及び地域活動協議会と共有すること。提出時期については、発注者と協議すること。

(イ) 地域支援計画の更新

地域レポートから見えた地域の特性や課題等を踏まえ、地域の重点支援をとりまとめた「地域支援計画」を毎年更新すること。更新にあたっては、地域のニーズや課題を分析し反映させること。最終的には、地域活動協議会自ら地域課題を発見、解決できるよう支援すること。提出時期については、発注者と協議すること。

(2) 地域と連携した防災力向上に資する取組み

防災に関する専門知識を活かし、区民を対象に以下の取組を行うこと。本取組における発注者と受注者の業務分担や実施回数等は別紙1～3「マンション防災事業等の取組み」を参照すること。

ア マンション防災（個別マンションの防災取組支援）

下記の取組を通じた、または要望のあるマンションへの「防災出前講座」を実施（土・日・祝日、夜間含む）し、マンション単位での防災訓練の実施につなげる。

(ア) 専門家による講演会・相談会または座談会等の企画実施

区内マンション住民や地域の共助を担う自主防災組織の中心となる地域防災リーダー等を対象にマンション防災専門家との座談会など、気軽に相談できる交流の場を企画、実施

する。

(イ) マンション防災に関するアウトリーチ型啓発

- ・新築マンションを中心に、ディベロッパーやマンション管理組合、管理会社へアプローチし、マンション防災の取組の重要性などについて説明し、マンション内での啓発等資料掲示や出前講座（マンション単位での防災訓練）の実施につなげる。なお、アプローチの際は、相乗効果を期待し、町会加入の促進の取組と十分に連携すること。
- ・新築や既築を問わず、ポスター等啓発資料の掲示に向け、管理組合や管理会社などに積極的にアプローチをすること。
- ・上記に必要な啓発等資料の企画・調整・作成を行うこと。

イ 地域防災訓練関係

地域防災訓練と連携して、マンション防災などに関する防災啓発を実施すること。実施の際には地域防災リーダーと連携して実施すること。

＜参考＞令和7年度地域防災訓練実施予定（日程や参加地域等は調整中につき、変更される可能性があります。）

- 第1回 令和7年11月29日（土）13:30 発災想定（所要時間は2時間程度）…5～6地域参加
第2回 令和8年3月1日（日）10:00 発災想定（所要時間は2時間程度）…5～6地域参加

ウ 総合的な防災啓発

(ア) 区内イベント会場（区民まつり等）での防災啓発

区内イベント会場（区民まつり等）の場を活用したパネル展示や体験型のマンション防災を含む防災啓発の実施（啓発内容の企画立案、調整及び実施に必要な展示物の作成を含む）

(イ) HPやSNSを活用した情報発信

まちづくりセンターHPやSNSを活用し、マンション防災を含む防災啓発に関する取組内容等を適宜発信すること。

(3) その他

ア 相談や受付体制の構築

まちづくりセンターの開所時間に、地域団体からの相談に対応するほか、開所時間に相談できない者にできるかぎり対応するため、開所時間外のWEBやメールなどによる相談や受付の体制を構築するなど、利用者ニーズに沿った支援体制を確保すること。

イ 業務計画書の作成

受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

なお、計画書の策定にあたっては、中間支援組織の常態的支援がなくても地域活動協議会が継続的に自律運営できるという本委託業務の目的達成に向け、3年間の長期的な計画のもと単年度ごとに作成すること。

ウ 業務報告書の提出等

(ア) 日常の報告

まちづくりセンターにおいて、業務責任者は、業務の実施状況を記載した実施報告書（日報）を作成し、月次の報告と併せて発注者に提出し、確認を受け、発注者が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。なお、報告様式については、別紙③

のとおりとする。

(イ)月次の報告

受注者は、翌月 5 日までに、業務の実施状況を記載した実施報告書（月報）を作成し、発注者に提出し、確認を受け、発注者が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。なお、報告様式については、別紙④のとおりとする。

(ウ)発注者との情報共有

受注者は、発注者との間で定期的にミーティングを開催し、地域の状況等について、発注者へ情報共有を図ること。なお、開催頻度については、原則、月 2 回（地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援関係 1 回、地域と連携した防災力向上に資する取組み関係 1 回）以上とし、当該情報共有にかかるミーティングの開催日は、発注者と協議のうえ決定すること。

(エ)その他本市が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

エ 調査研究による地域支援機能の向上

市民活動団体等や地域の活動情報の収集及び情報発信などを行うこと。

8 本業務における具体的な成果目標

(1) 別紙 1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」

形成済の全地域活動協議会について、自律的に実施すべき基本的な事項について、「取組状態・自律度の状況把握シート」（別紙 4）において、現行より向上させること。

(2) 本市が実施するアンケート調査

項 目	目標値
地域活動協議会を知っている区民の割合	令和 7 年度 40.5%以上 令和 8 年度 46.5%以上 令和 9 年度 46.5%以上
地域活動協議会の構成団体が、地域の実情やニーズに即した支援が実施されていると思う割合	令和 7 年度 96%以上 令和 8 年度 96%以上 令和 9 年度 96%以上
地域活動協議会の構成団体が、一緒に活動してくれる現役世代（18～64 歳）が増えたと感じる地域活動協議会の割合	令和 7 年度 11 地域中 7 地域以上 令和 8 年度 11 地域中 7 地域以上 令和 9 年度 11 地域中 7 地域以上

※各年度において成果目標が達成できない見込みの場合は、目標未達成に係る要因分析報告書を作成のうえ、業務完了報告書類と併せて発注者に提出すること。

9 事業評価等について

毎年 2～3 月頃に区長による事業評価を行い、事業評価及び検証を実施する予定であるので、実績報告書の他、本市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等を踏まえ、発注者と受注者が改善策等について協議のうえ、必要に応じ委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

10 委託契約金額

令和 7 年度 金 16,740,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度 金 16,740,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度 金 16,740,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 業務委託料の支払い方法

業務委託料の支払い方法について、毎年、四半期単位の業務を完了した後、本市による内容の検査を経て、委託金額を支払うものとする。

12 事業報告について

業務完了報告書類には、業務の詳細な内容を明記し、毎年、1年間の業務が完了する3月31日までに作成し、発注者に提出すること。

13 再委託について

- (1) 「大阪市浪速区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】」業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得ること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 事務引継ぎについて

受注者は、本業務を他の事業者が請け負うこととなった場合、契約締結までの間に事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜発注者が立ち会うものとする。

15 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

16 その他

- (1) 各区の概要及び諸統計については、本市HP「区政概要」や「統計情報」を適宜参照する

こと。

- (2) 本業務委託については、地域実情に合わせ、発注者の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。
- (3) 本業務委託については、地域における他の中間支援組織の取組と連携を図りながら実施すること。
- (4) 受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。
- (5) 各事業の実施にあたっては、アンケートの実施などにより、事業効果の分析を行うこと。
- (6) 本市の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。
- (7) 個人情報情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (9) 契約締結までの間に、発注者及び受注者により、本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。
- (10) 支援にあたっては、本市事業を積極的に活用すること（経費は原則として本市負担。）。
- (11) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、大阪市に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。

[特記事項]

1 地域活動協議会の事務局機能について

地域活動協議会から依頼があった場合は、必要に応じて、本契約と別途に、地域活動協議会と適宜契約を締結するなどし、地域活動協議会の会計事務等の事務局機能を担うことができる。受注者が、地域活動協議会の事務局事務を実施する場合は、発注者に届け出ること。

なお、事務局事務については、基本的に地域活動協議会の拠点において実施するものとするが、本契約における業務の遂行に支障をきたさない範囲で、浪速区まちづくりセンターにおいて、これを実施することを妨げない。

2 区単位で活動している地域団体に係る支援について

発注者から依頼があった場合は、本契約とは別途に、発注者と中間支援組織が委託契約を締結し、区単位で活動している地域団体に対し、会議開催や地域活動協議会との連携の円滑化等について適宜支援を行うこと。

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

めざす姿		地域活動協議会の取組	
地域課題を共有しながら、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を発揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営が行われている	地域課題への取組		
	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	・地域課題やニーズを把握し、地域の将来像の共有が出来ている ・地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている ・話し合いにより補助金が適切に活用されている ・地域活動の進捗に応じ、法人格の取得に向けた取組がなされている ・テーマや必要に応じて、適切な中間支援組織が活用されている	・地域課題やニーズの把握 ・地域の将来像の共有 ・地域課題やニーズに対応するための活動の実施 ・地域活動の進捗に応じて、法人格の取得に向けた検討及び取組
	つながりの拡充		
	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	・地域活動に関わりの薄かった住民にとって、つながりの機会となるよう取組が工夫されている ・イベント等への参加の呼びかけがITの活用等により効果的になされている	・地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるように取組に工夫を行い実施 ・取組をさまざまな媒体を活用して周知
	地活協を構成する活動主体同士や、地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている	・地活協を構成する活動主体同士の連携・協働が促進されている ・地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている ・ラウンドテーブルなど、誰でも参加出来る交流の場が創出されている	・地活協がさまざまな活動主体との交流の場に参加し、情報共有 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報を発信
		・地活協の新たな活動の企画検討の場等で「地域公共人材」活用の働きかけがなされている	・地域公共人材バンクを積極的に活用している
組織運営			
地活協のあり方や求められている準行政機能や総意形成機能について理解され、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	・地活協を構成する活動主体による民主的な話し合いのもとで役員の選任や議事運営などが行われ、地域一体となって組織運営がなされている ・広報活動により活動内容や組織・会計の情報が発信され、透明性が確保されている	・地活協の仕組みにさまざまな活動主体が幅広く参画できる民主的で開かれた組織運営 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報を発信（再掲） ・事業計画・事業報告 ・予算・決算 ・会計監査、役員の業務監査 ・役員名簿 ・議事録 - 等の公表、閲覧	

自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）

（別紙1－2）

めざす状態		めざす状態に向けた課題・取組	自律的に実施すべき基本的な事項	自律的な実施をめざす発展的な事項
Ⅰ 地域課題への取組		地域課題やニーズに対応した活動の実施	①地域課題やニーズの把握ができています。 ②地域の将来像の共有ができています。 ③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できています。 ④話し合いにより補助金が適切に活用されている。 ⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の解決が図られている。	⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている。
		法人格の取得	※	
Ⅱ つながりの拡充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。
		地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む） 【地域活動協議会内部】	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。 ②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。 ③新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等）
	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働 【外部との連携・協働】	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。 ②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができています。	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができています。
		地域公共人材の活用	※	
Ⅲ 組織運営	地活協のあり方や求められている準行政機能や総意形成機能について理解され、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。 ②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。 ③監事による監査が実施されている。	④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等） ⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		会計事務の適正な執行	①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等） ②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。 ③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		多様な媒体による広報活動	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。 ②活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容（案内や実施報告等）の情報発信を行っている。 ④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができている（広報経路（ルート）が広がっている）。

※ 「法人格の取得」及び「地域公共人材の活用」については、取組（イメージ）から除外するが、地域の状況やニーズに応じて取り組む事項として、今後も実施していく。

マンション防災事業等の取組み

事項		業務分担		業務内容	実施回数(実施目標)		
		発注者	受注者		令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	業務計画書の作成	—	○	当該事業が効果的に進められる事業計画書を作成すること。			
マンション防災							
2	出前講座の実施(個別マンションの防災取組支援)	△	△	防災講座をマンション内等で開催し、居住者へ防災知識を啓発するとともに、発災時に取るべき行動や居住者同士の共助の重要性を伝え、マンション内でのコミュニティの育成を支援すること。	(3回以上)	(3回以上)	(3回以上)
3	専門家による講演会・相談会または座談会等の企画実施	△	○	出前講座の実施につながるよう、マンション住民や地域防災リーダー等を対象とした防災専門家の講演会とあわせて、座談会など相談と交流の場を企画実施すること。座談会などの参加を契機として、地域防災訓練など地域活動への参加も促す取組とすること。	1回	1回	1回
4	マンション管理会社等へ訪問、防災事業趣旨説明	△	△	出前講座の実施につながるよう、町会加入促進と連携して新築マンションを中心に当該マンションを訪問し、管理会社等にマンション防災事業の趣旨説明を実施すること。	随時		
5	マンション防災に関する啓発・広報活動	—	○	出前講座の実施につながるよう、マンション防災の啓発ポスターやチラシ等を企画立案し、発注者と調整のうえ作成する。作成したポスターやチラシ等は、新築・既存の区内マンション(約150棟)の管理組合や管理会社へ配付(依頼)する。	2回	2回	2回
6	マンション単位の防災訓練の実施に向けた支援	△	△	地域防災訓練と連携した、またはマンション独自で実施する、マンション単位での防災訓練の実施を支援する。出前講座や座談会等を通じてマンションへアプローチし、訓練実施につなげること。	(1棟以上)		
地域防災訓練関係							
7	地域防災訓練と連携したマンション防災などの防災啓発	△	△	地域の自主防災組織が行う地域防災訓練で、地域防災リーダーと連携し、マンション居住者など訓練参加者へ防災知識を啓発するとともに、発災時に取るべき行動や居住者同士の共助の重要性を伝える。マンション防災の出前講座やマンション単位の防災訓練など、継続的な取組につながるよう実施すること。	1回×3地域 程度	1回×4地域 程度	1回×4地域 程度
総合的な防災啓発							
8	区内イベント会場(区民まつり等)での防災啓発	△	△	区民まつりなどの区内イベント会場で、防災に関するパネル展示や体験型の防災啓発を企画実施すること。	1回	1回	1回
9	HPやSNSを活用した情報発信	—	○	ホームページ、Facebook、X等のSNSを活用した防災知識の啓発活動を実施し、地域住民へ広く啓発・広報活動を行う。	随時		

※業務分担: ○実施主体、△発注者・受注者による共同実施。なお、本業務において作成した資料やデータの他、本市が必要とする書類については、求めに応じて提出、納品すること。
疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議するものとする。

各地域活動協議会の状況

(別紙2)

名称	設立状況	構成団体数	広報の状況								備考(ホームページ等のアドレスなど)
			広報誌	ホームページ	ブログ	フェイスブック	X	インスタグラム	LINE	その他	
難波元町地域活動協議会	平成25年3月	12	○		○	○					【ブログ】 https://nanmotochikatu.hatenablog.com/ 【フェイスブック】 https://www.facebook.com/nanmoto.chikatu/
立葉地域活動協議会	平成25年3月	22			○			○			【ブログ】 http://tatebachikatu.hatenablog.com/ 【インスタグラム】 https://www.instagram.com/tatebachikatu
幸町地域活動協議会	平成27年2月	10	○		○						【ブログ】 http://saiwaicho.hatenablog.com/
塩草地域活動協議会	平成25年3月	25	○		○						【ブログ】 http://siokusachikatu.hatenablog.com/
浪速地域活動協議会	平成25年4月	11	○		○			○			【ブログ】 http://naniwatikatu.hatenablog.com/ 【X】 https://x.com/cherry_naniwa
大国地域活動協議会	平成25年3月	15			○						【ブログ】 http://daikokuchikatu.hatenablog.com/
敷津地域活動協議会	平成25年3月	26	○		○	○		○			【ブログ】 http://chikatu.shikitu.net/ 【フェイスブック】 https://www.facebook.com/shikitu 【インスタグラム】 https://www.instagram.com/shikituhagukumi
恵美地域活動協議会	平成25年3月	17	○		○						【ブログ】 https://emichikatu.hatenablog.com/
新世界地域活動協議会	平成25年3月	24	○		○						【ブログ】 https://ameblo.jp/shinseikaizyoho/
日東地域活動協議会	平成25年4月	12	○		○			○			【ブログ】 http://nittoutikatu.hatenablog.com/ 【インスタグラム】 https://www.instagram.com/nitto210chikatsu
日本橋地域活動協議会	平成25年2月	26	○		○	○					【ブログ】 http://nipponbasi.hatenablog.com/ 【フェイスブック】 https://www.facebook.com/people/日本橋地域活動協議会/100093648934617/

- ・広報紙について、発行できていない地域はもとより、発行できている地域についても、担い手不足により支援が必要な地域もあります。
- ・SNSについて、媒体はあるものの更新が停滞している地域も多く、支援が必要となります。

浪速区 町会加入促進アクションプラン【概要】

R6.6 月 浪速区役所

【概要】

- ・大阪市 24 区において、大阪市町会加入促進戦略を策定しました。
(令和 6 年 3 月)
- ・これは、町会加入に効果的な事例や取組例が示されたものです。
- ・今回、浪速区の特性を踏まえ、効果的な取組みを「重点取組」とし、「浪速区町会加入促進アクションプラン」を策定しました。
- ・このアクションプランに基づき、各地域における町会加入促進活動をお手伝いさせていただきたいと考えております。

【お願い】

- ・アクションプランに記載の取組みは、
 - ① 区役所において実施するもの(広報紙、チラシ作成など)
 - ② 地域の皆様と区役所が協力して実施するもの
(マンションへのアプローチ、各種行事での啓発など)があります。
- ・そこで、このアクションプランを地域内で共有していただき、各地域において、「②地域の皆様と区役所が協力して実施するもの」の中から、どのような取組みが実施できるかお話し合いいただきたいと考えております。
※ご要望がございましたら、浪速区役所市民協働課職員も同席させていただきます。
- ・お話し合いの結果、各地域において、ぜひ取り組みたいと思われるものについて、積極的にサポートさせていただきます。

地域の皆様と区役所が協力して実施するもの一覧

戦略	加入促進の取組	内容
集合住宅への働きかけ	建設段階からの働きかけ	新たに建設される 集合住宅（マンション等） へ、 地域と区役所が合同で訪問し、町会加入の依頼 を行います。（一棟単位での加入依頼、加入促進チラシの配付依頼など）
	既存集合住宅への働きかけ	既存集合住宅（マンション等） へ、 地域と区役所が合同で訪問し、町会加入の依頼 を行います。（一棟単位での加入依頼、加入促進チラシの配付依頼など）
	防災訓練を活用した加入促進	各地域で実施される訓練などで、集合住宅と連携して実施される場合、 防災の必要性和合わせて町会加入の依頼 を行います。
町会プロモーション	ICTを活用した情報発信	若年層に効果的であるSNSで、地域活動の情報発信を行い、若年層の町会加入を促進します。 各地域でのSNSの立ち上げや運用支援を区役所・まちづくりセンターにて実施 します。
	イベント等での啓発	各地域の行事にて、町会加入促進 を行います。啓発ブースの設置や、チラシの配布など、区役所もお手伝いさせていただきます。
	地元企業との連携	地域内の企業の中で、町会加入の啓発に協力いただけそうな 企業に対して、地域と区役所が合同で訪問し、協力依頼 を行います。

※他にも「こんなことを協力して実施したら効果的ではないか」などのご意見がございましたら、ぜひ区役所までご連絡ください。

問合せ先 浪速区役所市民協働課

電話番号 06-6647-9883

(別紙 4) 取組状態・自律度の状況把握シート【浪速区】

めざす状態		めざす状態に 向けた 課題・取組	具体的取組	難波元町地域活動協議会						立葉地域活動協議会						幸町地域活動協議会						塩草地域活動協議会						浪速地域活動協議会																
				R4 期末		R5 中間		R5 期末		R4 期末		R5 中間		R5 期末		R4 期末		R5 中間		R5 期末		R4 期末		R5 中間		R5 期末		R4 期末		R5 中間		R5 期末												
				取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	前 年度 比較	取組 状態	自律 度	前 年度 比較	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	前 年度 比較	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	前 年度 比較	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	前 年度 比較	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	前 年度 比較	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	前 年度 比較								
Ⅰ 地 域 課 題 へ の 取 組	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	基本	①地域課題やニーズの把握ができています	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡					
				②地域の将来像の共有ができています	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	A	➡	△	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	A	➡	△	A	➡				
				③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できています。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡				
				④話し合いにより補助金が適切に活用されている	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	A	○	A	⬆	○	A	⬆	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡		
				⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の解決が図られている	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡		
			発展	⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	A	➡	△	A	➡		
Ⅱ つ な が り の 拡 充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	基本	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	B	○	A	⬆	○	A	⬆	△	B	△	B	➡	△	B	➡
			発展	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡
	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む） 【地域活動協議会内部】	基本	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡		
				②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡		
			発展	③新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	A	➡		
				④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等）	○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	
		基本	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	
			②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができる。	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	
	発展	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができる。	×	—	×	—	➡	×	—	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡
	Ⅲ 組 織 運 営	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	基本	①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡				
					②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	
					③監事による監査が実施されている。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	
発展				④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡		
				⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等）	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡
				⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡		
民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている		会計事務の適正な執行	基本	①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等）	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡			
				②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
			発展	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	○	C	○	C	➡	○	C	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡		
多様な媒体による広報活動	基本	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	B	○	B	➡	○	A	⬆	○	A	○	A	➡	○	A	➡		
		②活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
		③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容（案内や実施報告等）の情報発信を行っている。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡		
発展	④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができています（広報経路（ルート）が広がっている）。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	
総合点・前年度比較計				68.3	68.3	➡	68.3	➡	82.5	82.9	⬆	82.9	⬆	68.1	68.1	➡	68.1	➡	61.8	65.2	⬆	66.4	⬆	80.7	80.7	➡	80.7	➡																
（基本）総合点・前年度比較計				81.5	81.5	➡	81.5	➡	88.7	89.1	⬆	89.1	⬆	76.8	76.8	➡	76.8	➡	77.9	84.5	⬆	86.9	⬆	87.6	87.6	➡	87.6	➡																

（別紙４）取組状態・自律度の状況把握シート【浪速区】

6

7

8

9

めざす状態		めざす状態に 向けた 課題・取組	具体的取組	大田地域活動協議会						数津地域活動協議会						恵美地域活動協議会						新世界地域活動協議会																							
				R4 期末		R5 中間		R5 期末		R4 期末		R5 中間		R5 期末		R4 期末		R5 中間		R5 期末		R4 期末		R5 中間		R5 期末																			
				取組 状態	自 律 度	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較	取組 状態	自 律 度	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較	取組 状態	自 律 度	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較	取組 状態	自 律 度	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較	取組 状態	自 律 度	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較														
Ⅰ 地 域 課 題 へ の 取 組	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	基本	①地域課題やニーズの把握ができています		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡		
				②地域の将来像の共有ができています		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	△	A	➡	
				③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	
				④話し合いにより補助金が適切に活用されている		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	B	➡	○	B	➡
				⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の解決が図られている		○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡		
			発展	⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている		△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡		
Ⅱ つ な が り の 拡 充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	基本	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。		△	B	△	B	➡	○	B	↑	△	A	△	A	➡	△	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	A	➡					
			発展	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。		○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	C	△	C	➡	△	C	➡	△	C	➡					
	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む）【地域活動協議会内部】	基本	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡					
				②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡					
				③新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。		○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡					
				④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等）		×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡					
		地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働【外部との連携・協働】	基本	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。		△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡					
				②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができる。		○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡					
			発展	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができる。		△	B	△	B	➡	△	B	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	➡					
			Ⅲ 組 織 運 営	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	基本	①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡					
②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようにしている。		○					A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡								
③監事による監査が実施されている。		○					A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡						
発展	④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。					×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡					
	⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等）					△	A	△	A	➡	△	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	C	△	C	➡	△	C	➡	△	C	➡					
	⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。					×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡					
民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	会計事務の適正な執行	基本		①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等）		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	C	○	B	↑	○	B	↑								
				②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	C	○	B	↑	○	B	↑								
				③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	C	○	B	↑	○	B	↑								
		発展		④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。		○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	C	○	C	➡	○	C	➡	△	B	△	B	➡	○	A	↑	△	C	△	C	➡	△	C	➡	△	C	➡					
⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。		×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	➡									
多様な媒体による広報活動	基本	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。		○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡										
		②活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。		○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡										
発展	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容（案内や実施報告等）の情報発信を行っている。		△	B	△	B	➡	△	B	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡											
④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができています（広報経路（ルート）が広がっている）。		○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡												
総合点・前年度比較計				70.4	70.4	➡	71.3	↑	64.0	64.0	➡	64.0	➡	76.3	76.3	➡	77.6	↑	54.9	57.7	↑	57.7	↑																						
（基本） 総合点・前年度比較計				82.9	82.9	➡	84.8	↑	79.9	79.9	➡	79.9	➡	89.0	89.0	➡	89.0	➡	67.8	72.6	↑	72.6	↑																						

めざす状態		めざす状態に 向けた 課題・取組		具体的取組	日東地域活動協議会						日本橋地域活動協議会									
					R4 期末		R5 中間		R5 期末		R4 期末		R5 中間		R5 期末					
					取組 状態	自 律 度	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較	取組 状態	自 律 度	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較	取組 状態	自 律 度	前 年 度 比 較
Ⅰ 地 域 課 題 へ の 取 組	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	基本	①地域課題やニーズの把握ができている	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				②地域の将来像の共有ができている	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡
				③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				④話し合いにより補助金が適切に活用されている	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の解決が図られている	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
			発展	⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡
Ⅱ つ な が り の 拡 充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	基本	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡
			発展	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	A	△	A	➡	△	A	➡
	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む） 【地域活動協議会内部】	基本	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡
				②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。	△	A	△	A	➡	△	A	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡
				③新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡
				④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等）	△	B	△	B	➡	△	B	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡
		地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働【外部との連携・協働】	基本	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡
				②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができる。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡
			発展	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができる。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡
Ⅲ 組 織 運 営	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	基本	①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	B	○	B	➡	○	B	➡
				②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				③監事による監査が実施されている。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
			発展	④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡
				⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等）	△	B	△	B	➡	△	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡
				⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。	×	—	×	—	➡	×	—	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡
	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	会計事務の適正な執行	基本	①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等）	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
			発展	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	○	A	○	A	➡	○	A	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡
				⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。	△	B	△	B	➡	△	B	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡
		多様な媒体による広報活動	基本	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
				②活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	○	A	○	A	➡	○	A	➡
発展	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容（案内や実施報告等）の情報発信を行っている。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	×	—	×	—	➡	×	—	➡			
	④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができている（広報経路（ルート）が広がっている）。	○	B	○	B	➡	○	B	➡	△	B	△	B	➡	△	B	➡			
総合点・前年度比較計					61.3	61.3	➡	61.3	➡	67.6	67.6	➡	67.6	➡						
（基本） 総合点・前年度比較計					67.1	67.1	➡	67.1	➡	84.7	84.7	➡	84.7	➡						